

高浜市監査公表第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく高浜市職員措置請求に係る監査の結果を、同条第4項の規定により別紙のとおり公表いたします。

令和元年12月6日

高浜市監査委員 伴 野 義 雄

高浜市監査委員 柳 沢 英 希

高浜市職員措置請求に係る監査結果

第1 監査の請求

1 請求人

請求代表者

住所

氏名

共同請求者

住所

氏名

2 請求書の提出日

令和元年10月8日（同日文書收受）

3 請求の内容

「令和元年10月8日付け高浜市職員措置請求書」の原文を記載

- ① 協定書では、第2条で建設発生土等の運搬及び処理を●●●●が行うこととし、その費用は、第4条で市が負担することとされている。
これは、民法第632条で規定する請負契約である。
- ② 市が契約を締結する場合には、法第234条各項の規定によりおこなうこととされている。
- ③ 本件契約は、入札に付すことなくなされており、随意契約である。
随意契約ができる場合は、法第234条第2項で、政令で定める場合に該当するときに限りできるとされており、法施行令第167条の2第1項各号に該当しなければならない。
- ④ 協定書締結の伺い（決裁文書）（事実証明書7）には、随意契約の根拠が記載されていないため、随意契約ができる理由が明らかにされておらず、違法な決裁行為といえる。
- ⑤ また、この契約は、予定価格が定められておらず（事実証明書8及び9）、見積書（事実証明書10及び11）のみの徴取でなされ、また、契約金額が1億5千万円以上の工事であるにもかかわらず、契約に関して高浜市議会の議決がなされていないため、高浜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条及び、法第96条第1項第5号及び第8号に違反する契約である。

4 結論

以上のとおり、この契約は、法第96条第1項第5号及び第8号、また、法第234条第2項及び法施行令第167条の2第1項に違反しているため無効である。

5 高浜市が被る損害の額

無効である契約により市が負担することとされる2億251万800円（税込み）。

第2 求める措置

監査委員は、高浜市長に対し、次の措置を講ずるように勧告することを求める。

●●●●に対し、経費2億251万800円（税込み）の支払いを行わないこと。また、支払っている場合は、返還を求めること。返還されない場合は、市長が支払うこと。

以上のとおり、法第242条第1項に基づき、事実証明書を付して監査委員に対し、本請求をする。

事実証明書

- 事実証明書 1 勤労青少年ホーム跡地活用事業基本協定書（写し）
- 事実証明書 2 勤労青少年ホーム跡地活用事業契約書（写し）
- 事実証明書 3 勤労青少年ホーム跡地活用事業契約書（変更）（写し）
- 事実証明書 4 市有財産使用貸借契約書（写し）
- 事実証明書 5 勤労青少年ホーム跡地活用事業建設士等の運搬及び処理等に関する費用負担等に関する協定書（写し）
- 事実証明書 6 勤労青少年ホーム跡地活用事業建設士等の運搬及び処理等に関する費用負担等に関する変更協定書（写し）
- 事実証明書 7 協定書締結の伺い（写し）
- 事実証明書 8 公文書非公開決定通知書（令和元年 9 月 24 日付け 31 高ス第 294 号）（写し）
- 事実証明書 9 公文書非公開決定通知書（令和元年 9 月 24 日付け 31 高ス第 295 号）（写し）
- 事実証明書 10 見積書（平成 31 年 1 月 16 日付け）（写し）
- 事実証明書 11 見積書（平成 31 年 2 月 1 日付け）（写し）

（事実を証する書面については、添付を省略した。）

4 請求の受理

本件措置請求は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の所定の要件を具備するものと認め、令和元年10月17日付けでこれを受理した。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

住民監査請求に記載されている事項等を勘案し、本請求の趣旨を次のように解して監査対象とした。

請求人から提出された高浜市職員措置請求書及び請求に係る事項について、これらを証する書面として添付された事実証明書より、高浜市が勤労青少年ホーム跡地活用事業者の構成員と締結した「勤労青少年ホーム跡地活用事業建設発生土等の運搬及び処理等に関する費用負担等に関する協定書（以下「本協定書」という。）」及び「変更協定書」は、地方自治法第96条第1項第5号及び第8号、また、地方自治法第234条第2項及び地方自治法施行令第167条の2第1項に違反する契約であり無効であることから、無効である契約により高浜市が負担金として2億251万800円を支出したことが違法又は不当な公金の支出に該当するかについて監査対象事項とした。

2 監査対象部署

こども未来部文化スポーツグループ

3 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、地方自治法第242条第6項の規定に基づき、令和元年11月5日に証拠の提出及び陳述の機会を設けた。請求人からは、新たな証拠の提出はなかった。

請求代表者他9名が出席し、請求書記載事項の補足を含め、次の内容の陳述があった。

- (1) 平成31年1月29日付けの協定書締結に至るまでに様々な経緯を経ており、ここに多くの問題があるので住民監査請求をするに至った。
- (2) 勤労青少年ホーム解体工事において、地中から瓦くず、コンクリートがらといった産業廃棄物が発掘された。
- (3) 高浜市は、勤労青少年ホームから排出された産業廃棄物の処理について、平成30年6月14日を始め延べ3回にわたり愛知県と適正に処理をするための方法を相談している。
- (4) 高浜市は、平成30年10月12日に「勤労青少年ホーム跡地発生土等運搬処理業務委託」にかかる入札を執行したが、落札業者が契約を辞退したことにより、委託の契約には至らなかった。
- (5) そこで、高浜市は事実証明書5における4,070³m³の建設発生土等の運搬及び処理に関して一括処理するところを、愛知県の指導を受け、事実証明

書6のように3, 350 m³に変更し、この差の720 m³を分けて処理する方針に変えた。

- (6) 今回問題としている協定書は、平成31年1月29日付けで締結した事実証明書5の「勤労青少年ホーム跡地活用事業建設発生土等の運搬及び処理に関する費用負担等に関する協定書」であり、書面上、協定書と記載されているが、実質的には、民法第632条により締結された請負契約である。
- (7) 自治体が請負契約を締結する際は、地方自治法第234条各項の規定により、原則として入札に付すこととされている。
- (8) 本件契約は入札に付すことなく締結された随意契約であり、随意契約を締結する場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項に規定されている条件にあてはまった場合のみ例外的に随意契約を締結することができるとされている。
- (9) しかし、事実証明書7の本協定締結の伺い決裁文書には、協定締結の法律の根拠が明記されていない。法的根拠が明記されていない決裁に基づき締結された協定書は、無効であるといえる。
- (10) 仮にこの決裁が有効であるとしても、「高浜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第2条で、「地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。」とされ、本件では予定価格の作成は行われていないが、事実証明書10の業者が提出した見積書記載の金額がこれに該当するとして、1億5,000万円以上であることから、地方自治法第96条第1項第5号及び第8号に違反しているため、この協定は無効であるといえる。
- (11) このように本件契約は、地方自治法を始めとする関係法令に違反しているため無効であるといえる。

4 関係職員の事前聴取

令和元年11月5日にこども未来部長以下2名より、以下の内容を聴取した。

(1) 負担金として支出することとした経緯について

ア 地中埋設物については、「勤労青少年ホーム解体工事及び南テニスコート撤去工事」の作業中に、地中に破碎瓦・レンガ片等が混入したガラ混じり土（廃棄物を含む）（以下「建設発生土等」という。）が存することを発見した。

イ 勤労青少年ホーム跡地活用事業契約書第10条第2項では、「甲（高浜市）は乙（株式会社コパン）が本事業を実施するために、事業用地を使用できる状態にする」と規定されており、また、「勤労青少年ホーム跡地活用事業募集要項」では、事業実施に係るリスク分担のうち「用地の瑕疵リスク」について、調査資料等により予見できないことに関するものは、高浜市が負担することとされている。

ウ 解体工事及びスポーツ拠点施設の建設工事で生じる建設発生土等につい

ては、高浜市が排出事業者となり、収集運搬や処理が可能な業者と直接委託契約を結ぶ方法をとるとして、平成30年7月27日開催の平成30年第4回臨時会において、「勤労青少年ホーム跡地発生土等運搬処理業務委託料」を含む議案第56号「平成30年度高浜市一般会計補正予算(第3回)」を上程し、可決された。

エ 同年10月12日に「勤労青少年ホーム跡地発生土運搬処理業務委託」の指名競争入札を行い、落札者が決定したが、同年10月15日に落札者から契約辞退届が提出されたため、契約締結に至ることができなかった。

オ 再入札を行う場合には、仕様書など委託内容の見直しや、入札にかかる見積期間が必要となること、10月12日に執行した指名競争入札において、多くの業者が辞退していることもあり、再入札を執行して、また入札が不調となった場合には、跡地活用事業の工程にさらに大きな影響が出る恐れがあった。

カ そこで、勤労青少年ホーム跡地活用事業契約の誠実な履行による事業の着実な推進、テニスコート供用開始延期の影響を極力最小限に抑え、限られた時間・場所の中で建設発生土等の場外搬出や処理を進めるため、跡地活用事業者の構成員であり、建設工事業者である●●●●●●株式会社を排出事業者として、現場の作業工程をコントロールしながら運搬・処分等を行い、高浜市がその経費を負担金で支払うとする案があがった。

キ この負担金について、平成31年1月28日開催の平成31年第1回臨時会において、「勤労青少年ホーム跡地発生土等運搬処理費等負担金」を含む議案第1号「平成30年度高浜市一般会計補正予算(第7回)」を上程し、可決された。

ケ その後、平成31年1月29日付けで「勤労青少年ホーム跡地活用事業建設発生土等の運搬及び処理等に関する費用負担等に関する協定書」を締結し、この協定書に基づき負担金を支出した。

(2) 高浜市議会の議決に付さなかったことについて

「高浜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第2条には、議会の議決に付すべき契約として「予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。」とされている。

本件は、協定書に定めるとおり、勤労青少年ホーム跡地活用事業の推進にあたり、跡地活用事業者の責に帰さない、かつ、施設整備工事に支障が生じる範囲に限り、建設発生土等の場外搬出・処理等に要する費用を、土地の所有者である高浜市が負担したものである。

本件が「工事又は製造の請負」の契約に該当するかどうかであるが、工事とは、土地、工作物等の造成又は製造及び改造、工作物の移転及び除却をいう。また、製造の請負とは、原料に手を加えて製品を作成するといった有形的結果を目的とするものであり、本件は「工事又は製造の請負」の契約には該当しないと考える。

第3 監査の結果

1 主文

本件請求には理由がないものと認め、棄却する。

2 理由

(1) 事実関係の確認

ア 協定書及び変更協定書締結の経緯について

高浜市では、平成27年度に策定した「公共施設総合管理計画」において、施設の総量圧縮により生じた未利用地資産についての跡地活用方針を定めている。勤労青少年ホーム跡地活用事業は、この方針に基づき、その跡地活用については、プール等を含むスポーツの拠点となる施設を民間事業者が整備することとして、公募型プロポーザル方式により事業者を募集し、その結果、高浜市（甲）と本事業の構成員の代表企業である株式会社コパン（乙）と平成30年3月20日付けで「勤労青少年ホーム跡地活用事業契約書（以下「事業契約書」という。）」を締結している。そして、事業契約書第10条第2項において、「甲は乙が本事業を実施するために、事業用地を使用することができる状態にする。」と規定しており、これに基づき、高浜市は既存施設の勤労青少年ホームを解体するとともに、併設されているテニスコートの撤去を行った。

今回、勤労青少年ホーム解体作業中に、地中から瓦れきやレンガ等の埋設物が発見され、施設整備工事に支障となる地中埋設物を撤去する必要が生じた。そこで、勤労青少年ホーム解体工事等で生じる建設発生土等（廃棄物を含む）については、高浜市が排出事業者となり、収集運搬や処理が可能な業者と直接委託契約を締結する方法をとるとして、それにかかる費用について、平成30年7月27日開催の高浜市議会第4回臨時会において、46,035千円の補正予算計上と82,435千円の債務負担行為を含んだ議案第56号「高浜市一般会計補正予算（第3回）」を上程し、議会の審議を経て同日可決されている。

その後、平成30年10月12日に指名業者9者により指名競争入札を執行し落札者が決定されたが、同年10月15日に落札者が契約を辞退した。そのため、次なる選択肢として、建設発生土等運搬及び処理にかかる費用を負担金で支出するとした補正予算について、平成31年1月28日開催の高浜市議会第1回臨時会に、高浜市が負担する2億4,516万円の債務負担行為を含んだ議案第1号「高浜市一般会計補正予算（第7回）」を上程し、議会の審議を経て同日可決された。なお、本会議の会議録より、この審議の過程の中で、跡地活用事業者の構成企業である●●●●●●株式会社に建設発生土等運搬及び処理にかかる業務を依頼することを前提としていることが述べられている。

そして、平成31年1月29日付けで本協定書を跡地活用事業者の代表企

業である株式会社コパンと構成企業の●●●●●●株式会社と締結した。本協定書については、財産の無償貸付けについて平成30年6月29日付けで締結した「市有財産使用貸借契約書（以下「使用貸借契約書」という。）」の第7条に規定する費用負担等に関し、協定を締結したものである。なお、建設発生土等のうち、勤労青少年ホーム解体工事により出された720m³については、愛知県の指導があり、高浜市が排出事業者となって運搬処分するとして、それにかかる費用を除いた負担金の額、2億251万800円とする変更協定書を平成31年2月1日付けで締結した。

イ 建設発生土等運搬及び処理費用について負担金として支払うことについて

負担金については、高浜市に一定の義務・責任がある場合、高浜市が応分の金額を支出するというものである。

勤労青少年ホーム跡地活用事業については、平成30年3月20日付けで締結した事業契約書第10条第2項に「甲は乙が本事業を実施するために、事業用地を使用することができる状態にする。」となっており、事業契約書第10条の規定に基づき、跡地活用事業者がスポーツの拠点となる施設を整備するため、平成30年6月29日付けで使用貸借契約書を締結した。この使用貸借契約書では、第7条に費用負担等について規定されている。この規定に関しての取り決めとして、平成31年1月29日付けで本協定書を締結した。高浜市は、産業廃棄物を処理するうえで、土地所有者の責務として適切に処理する必要があり、その責務のもと、建設発生土等の運搬及び処理にかかる費用について、本協定書第4条に基づき、応分の費用として負担金を支払った。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第21条の3では、建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理に関する例外が規定されており、そこには、「建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理については、当該建設工事の注文者から直接建設工事を請負った建設業者（元請業者）を事業者とする。」と規定されている。ここでいう注文者は、土地所有者である高浜市とし、事業者は建設業者（元請業者）である●●●●●●株式会社と解する。建設発生土等の運搬及び処理に関する業務は、事業者である●●●●●●株式会社が排出事業者となり、処理責任を負うものである。

ウ 高浜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づく議決について

議会が議決すべき事項は、原則として、地方自治法第96条第1項各号に列挙されている15項目に該当する場合であり、これ以外の事項については原則として長その他の執行機関がこれを行うこととされている。長その他の執行機関の権限とされている事務又は事業に係る契約の締結権そのものは、当該事務又は事業の執行上必要となってくるものであり、長の権限であると考えられるが、金額の大きさその他当該契約の内容、性質等によって、当該地方公共団体にとって大きな影響が及ぶことが予想されるものについては、

例外的に特に議会の関与を受けるとして、その契約締結の決定及び契約手続等について慎重を期すべきことを要求したのが、地方自治法第96条第1項第5号の趣旨である。今回、本協定書及び変更協定書に基づく負担金2億251万800円の支払いについては、予算にかかる議決はされているが、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づく、議決には付されていない。これは、建設発生土等運搬及び処理については、本協定書締結の相手方である●●●●●●株式会社がその業務を行うとし、高浜市は土地所有者としての責務を果たすため、建設発生土等が適切に処理されているかを確認することにより、その応分の費用を負担金で支払うこととしたもので、本業務は、●●●●●●株式会社と●●●●●●株式会社が発注した業者との間で委託契約が締結されており、高浜市が直接本業務を発注して契約を締結したのではない。地方自治法第96条第1項第5号は、契約議決について規定したものであることから、本協定書に基づき負担金を支払うとしたことは、直接本業務に係る契約を意味するものではないため、条例に基づく高浜市議会の議決に付さなかったものと解する。

(2) 請求人の主張

建設発生土等の運搬及び処理に関して締結した「勤労青少年ホーム跡地活用事業建設発生土等の運搬及び処理等に関する費用負担等に関する協定書」により高浜市が負担することとしたことは、民法第632条で規定する請負契約である。市が契約を締結する場合は、地方自治法第234条各項の規定により行うこととされている。本件契約は、入札に付すことなく締結された随意契約であり、随意契約できる場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項各号に該当しなければならないが、本協定締結の伺い文書には随意契約する根拠が明記されていない。また、この契約は、予定価格が定められておらず、仮に業者から提出された見積金額を予定価格とするとして、契約金額が1億5,000万円以上の工事であるにもかかわらず、契約に関して高浜市議会の議決がなされていないため、「高浜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第2条及び、地方自治法第96条第1項第5号及び第8号に違反する契約である。このように、本件契約は、地方自治法を始めとする関係法令に違反しており、無効である。

(3) 高浜市の主張

建設発生土等の運搬及び処理に関する業務については、当初は高浜市が排出事業者となり、収集運搬や処理が可能な業者と直接委託契約を結ぶ方法で行うとして指名競争入札を執行したが、落札業者が契約を辞退したことにより、契約締結には至らなかった。再入札を検討したが、入札にかかる見積期間、指名競争入札の際に多くの指名業者が入札を辞退したこと、また、スポーツ施設にあるプールの供用開始を平成31年4月1日としていたことにより、本業務を実施する期間がとれなくなってしまうことを踏まえ、跡地活用事業者の構成員である●●●●●●株式会社が排出事業者となり、それにかかる応分の費用を負担するとして協定書を締結した。

高浜市議会の議決に付さなかったことについては、今回の建設発生土等の運搬及び処理に関する業務は、跡地活用事業者の責に帰さない、かつ、施設整備工事に支障が生じる範囲に限り、建設発生土等の場外搬出・処理に要する費用を、土地の所有者である高浜市が負担するという内容である。本協定の内容が「工事又は製造の請負」に該当するかどうかということで、工事というのは、土地や工作物等の造成、または製造及び改造、工作物の移転及び除却のことをいい、また、製造の請負というのは、原料に手を加えて製品を作成するといった、無いところから有形的結果を作り上げることを目的としており、本業務にかかる応分の費用を負担することを約した本協定書は、「工事又は製造の請負」には該当しないと考えたことにより、高浜市議会の議決には付さなかったものである。

(4) 監査委員の判断

ア 建設発生土等の運搬及び処理に関して高浜市が負担することを約した本協定書は、民法第632条で規定する請負契約であるかについて

今回の建設発生土等の運搬及び処理にかかる費用負担については、勤労青少年ホーム跡地活用事業が基にあり、その契約にあたっては、公募型プロポーザル方式という地方自治法施行令第167条の2に規定する随意契約の一つの手法が行われている。第三者機関である「勤労青少年ホーム跡地活用事業事業者選定委員会」に事業者選定にあたっての審査を依頼し、その審査を経て優先交渉権者を選定し、高浜市と優先交渉権者との協議を経て、2018（平成30）年3月20日付けで事業契約書を締結している。勤労青少年ホーム跡地活用事業は、高浜市が所有する土地を事業者に貸付け、事業者が施設整備、維持管理・運営を行うというものである。事業契約書第10条第2項は、甲（高浜市）は乙（株式会社コパン）が本事業を実施するために、事業用地を使用することができる状態にすることを定めている。また、事業用地の使用について、事業契約書第10条の規定に基づき、2018（平成30）年6月29日付けで使用貸借契約書を跡地活用事業者の代表企業である株式会社コパンと締結した。この使用貸借契約書の第7条第1項で、費用負担等について、「乙は、貸与期間中における土地の使用に必要な一切の費用を負担しなければならない。ただし、土地の地中埋設物の処分に関する事など、乙の責に帰しないと認められる事由がある場合は、この限りではない。」とされており、今回発見された地中埋設物の処分等について、高浜市が費用負担することを規定している。

高浜市は、勤労青少年ホーム跡地活用事業を推進するため、既存の勤労青少年ホーム及び併接する南テニスコートの撤去工事を進めたが、既存の勤労青少年ホームの解体作業中に、地下埋設物を発見し、処理する必要が生じた。当初、高浜市が排出事業者として運搬処理が可能な業者と直接委託契約を締結し処理するとして、指名競争入札を執行したが、落札者が契約を辞退したため契約に至らなかった。そこで、次の選択肢として、跡地活用事業者の構成企業である●●●●●●株式会社が排出事業者となり、●●●●●●株式会社の責任の

もと処理し、高浜市はその応分の費用を負担するとして、地下埋設物を含め、建設発生土等の運搬及び処理に関して、2019（平成31）年1月29日に本協定書を、跡地活用事業者の代表企業である株式会社コパンとその構成企業の●●●●●●株式会社と締結した。

本協定書は、高浜市と跡地活用事業者の代表企業である株式会社コパンと締結した事業契約書第10条の規定に基づき、高浜市と株式会社コパンとで締結した使用貸借契約書第7条に規定する費用負担等に関して取り決めを行ったもので、事業推進において生じる建設発生土等の運搬及び処理に関する必要な事項を定めている。本協定書には、高浜市が応分の費用負担をする業務の内容が規定されており、第4条で負担する費用を示すとともに、支払いについては、出来形に応じて支払うことを定めている。

民法第632条は、請負について規定しており、「請負は、当事者の一方がある仕事を完成することを約し、相手方がその仕事の結果に対してその報酬を支払うことを約することによって、その効力を生ずる。」としている。本協定書は、●●●●●●株式会社が、建設発生土等の運搬及び処理に関して業務を行った対価として高浜市がその応分の費用を支払うという内容である。請求人は、高浜市と跡地活用事業者の代表企業である株式会社コパン及び、構成企業の●●●●●●株式会社と締結した本協定書を請負契約であると主張しているが、本協定書の内容から対象となる契約は、本業務を実施するために●●●●●●株式会社と●●●●●●株式会社から受注した業者との間で委託契約が交わされており、この委託契約が該当すると解する。

イ 地方自治法第234条各項の規定によらない契約ということについて

地方自治法第234条各項は、普通地方公共団体が売買、貸借、請負その他の契約について、契約締結方法等を規定している。

本協定書は、前述のように、本業務にかかる費用を高浜市が●●●●●●株式会社に対して負担金を支払うことを約したものであり、本業務に関する契約は、●●●●●●株式会社と●●●●●●株式会社から受注した業者との間で交わされた委託契約である。

よって、本業務の委託契約に関して、高浜市が直接、運搬、処理業者に発注して契約行為をしていないことから、地方自治法第234条各項の規定は該当しないと判断できる。

ウ 高浜市議会の議決がされていないことについて

高浜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例は、地方自治法第96条第1項第5号及び第8号の規定により、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分について定めており、第2条で「議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。」と規定している。

本協定書は、事業契約書第10条の規定に基づき締結した使用貸借契約書第7条に規定する費用負担等に関して取り決めを行い、合意したものである。また、協定書に規定している負担金の額についても、●●●●●●株式会社か

ら徴取した見積書をもとに調整した金額と解する。

本協定書における負担金の支払いについては、本業務に関しては、跡地活用事業者の構成企業である●●●●●●株式会社と●●●●●●株式会社から受注した業者との間で委託契約が締結されている。高浜市は、本業務にかかる費用について応分の負担をするということで、高浜市が直接本業務にかかる委託契約を締結したものではない。

よって、条例に規定する契約議決事項には当たらないと判断できる。

なお、平成31年1月28日開催の第1回臨時会において、補正予算が可決されており、この審議の過程において、負担金を支払うため、跡地活用事業者の代表企業である株式会社コパンと構成員である●●●●●●株式会社と協定を締結し、負担金を支払うことを前提としていることを高浜市は述べている。補正予算案の議決に際しては、こうした内容を含め、負担金2億4,516万円（後に変更協定書により、負担金2億251万800円となっている。）を支払うことについて可決されており、予算の議決を通じた団体意思の決定の手続きは確保されていると判断できる。

3 結論

以上のことから、請求人が求める地方自治法第96条第1項第5号及び第8号、また、地方自治法第234条第2項及び地方自治法施行令第167条の2第1項に違反した無効である契約により支払うこととなった経費2億251万800円を支払わない、また、支払っている場合は返還を求める、返還されない場合は市長が支払うことを求めることについては理由がなく、その措置の必要は認められないため、地方自治法第242条第4項の規定により、主文のとおり決定する。